

令和7年度みなど新技術チャレンジ提案制度 第2弾  
「〇〇〇〇〇」の実証実験における港区の支援に関する協定書（案）

港区（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、みなど新技術チャレンジ提案制度（以下「本事業」という。）にて乙が実施する実証実験（以下「本実験」という。）における甲の支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

（本事業の目的）

第1条 甲及び乙は、新技術の社会実装に向けた本実験の実施主体と地域企業等との連携及び本実験の核となる革新的な技術やアイデアの実用化を推進し、区民生活の向上及び地域経済の活性化に資することを目的に、本事業を実施するものとする。

2 本事業の実施期間は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。

（本事業の役割分担）

第2条 本事業の実施における甲及び乙の役割分担は、次に掲げるとおりとする。

（1）甲が行う支援

- ア 第6条第1項に規定する本実験に要する費用の負担
- イ 実証実験に関する技術相談やリスク管理等の助言の提供
- ウ 区有施設等の提供モニターのあっせん等（港区内の公園、学校、公道などの公共施設提供等の調整、地元調整等）
- エ 区が関係する大学又は研究機関等の紹介
- オ 甲のイベント等におけるPRの場の提供
- カ その他甲が必要と認めるもの

（2）乙が行う本実験

- ア
- イ
- ウ

2 乙は、本実験の進捗について甲に報告するための会議を最低月1回開催するものとする。

（本実験の実施）

第3条 乙は、甲の支援を得て、乙が甲の承認を受けた「別紙 実施計画書」に基づき、本実験を実施するものとする。

2 本実験の終了は、令和〇年〇月〇日までとする。

（本実験に係るリスク管理）

第4条 甲は、乙が甲の支援を得て本実験を実施した場合であっても、本実験に関連して発生した、あらゆる事故、トラブル、損害等に対してその責を負わないものとする。

2 乙は、事前に、法律等の専門家等から本実験の実施に対する法律面、安全面、倫理面等について意見聴取を行った上で、甲、本実験を実施する施設等の管理者、モニターその他の本実証実験の関係者間において、本実験の計画を調整するものとする。なお、乙は、遵守すべき法律・倫理指針等を遵守することとし、甲が行う遵守状況の調

査及び倫理審査等の実施を依頼する場合は、必ず応じること。

- 3 乙は、本実験の実施に係る法律面、安全面、倫理面等の各種リスクについて、実施計画書にて管理方法を明確に定めるものとする。
- 4 乙は前項に規定するリスク管理方法の是非を問わず、本実験の実施において甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を補償するものとする。

(本実験実施の見送り)

第5条 甲は、本実験に係る法律面、安全面、許認可、倫理面等における妥当性が確認されない、もしくは新型コロナウイルス等の感染状況を踏まえた公衆衛生上の問題、緊急事態宣言等の社会的制約を受けると判断した場合、又はその他災害等が発生した場合は、本実験の実施を見送ることができるものとする。甲が、本実験の実施を見送ると判断した場合には、第6条に定める甲が負担する費用を負担しない。また、第9条2項で定める概算払いを行っている場合には、甲が、本実験の実施を見送ると判断した場合、乙はすぐに本実験を中止し、甲に対して甲が負担する負担金の未使用部分について返還しなければならない。

(本実験に要する費用の負担)

第6条 本実験に要する費用のうち、甲が負担する対象経費及び負担金の額は、令和8年3月31日までに乙が支払いを完了したものを対象とする。ただし、負担金の額は、税込3,000,000円以内とする。

負担金対象経費	負担金の額（円）
(1) 外部委託費（ただし、自社製品の調達及び他の事業者に委託する必要のない委託費等合理的な理由が認められない経費は除く。）	
ア ○○委託費	
イ ○○委託費	
(2) 実証実験に直接関連する作業等の費用（ただし、実証実験実施者の給与・賞与等や販売費、一般管理費、販売費等に相当するものは除く。）	
ア 安全対策費	
イ 会場使用料	
ウ モニター謝礼	
エ 試作品改良費	
オ 貸借料	
カ 機器設置費	
キ 消耗品費	
ク 通信費	
ケ その他	
合計	

- 2 甲は、乙が、本協定締結後に、本実験若しくは本実験と類似する実証実験又は本実験に係るコア技術等の全部もしくは一部について、国の補助金等を受けることが確定した場合、前項の費用を負担しない。
- 3 乙は、前項の場合に限らず、補助金等を申請する場合には、早急に甲に報告することとする。

(内容変更等)

第7条 乙は、第2条に定める役割分担又は前条第1項に定める負担金の額の変更若しくは中止をしようとするときは、甲と協議を行い、実験変更（中止）承認申請書（協定書様式第1号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の申請について、前項に定める協議の結果、第2条に定める役割分担又は前条第1項に定める負担金の額の変更が軽微であると甲が判断した場合は、当該申請を省略することができる。

3 乙は、第1項の協議について、本実験の変更又は中止（この項において「変更等」という。）が必要な事由が判明した時点で速やかに甲に連絡を行い、当該協議の日までに変更等が必要であることがわかる資料を作成しなければならない。この場合において、当該資料は、変更等による新技術の開発範囲、本実験への影響度、スケジュールの変更点等を明確にしなければならない。

(実績報告等)

第8条 乙は、本実験が完了したとき（中止したときを含む。）は、実績報告書（協定書様式第2号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、本実験の完了後30日以内又は令和〇年〇月〇日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（協定書様式第2号 別紙1）
- (2) 収支精算明細書（協定書様式第2号 別紙2）
- (3) 経費証拠書類
- (4) その他甲が必要と認める書類

2 甲は、実績報告書の提出があったときは、内容を検査の上、負担金額を確定し、負担金額確定通知書（協定書様式第3号）により乙に通知するものとする。

(負担金の支払方法)

第9条 甲は、本実験が終了したとき、第8条第2項の規定により確定した負担金の額を乙が発行する請求書（協定書様式第4号）に基づき支払うものとする。この場合において、乙は当該支払いにおける振込先に法人口座を指定しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲が認めた場合に限り、前条に規定する負担金額の全部又は一部を、乙が発行する概算払請求書（協定書様式第5号）に基づき、概算払の方法により支払うものとする。

(過払金の返還)

第10条 乙は、第9条2項の規定に基づき支払を受けた負担金が、第8条第2項の負担金の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示により返還するものとする。

(原状復帰)

第11条 乙は、本実験の実施にあたり、施設等に何らかの変更を施した際には、本実験の終了後速やかに原状復帰するものとする。ただし、甲が認めた場合はその限りで

はない。

(帳簿等の保存)

第12条 乙は、負担金について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、帳簿その他の証拠書類を業務完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(本実験の成果)

第13条 本実験にて創出された知的財産等の成果は、全て乙に帰属するものとする。

ただし、甲が指定したものについては個別に協議し定めるものとする。

2 乙は、甲が定める方法にて実績を報告するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方は本協定を解除することができる。この場合において、乙は、甲から支払われた負担金の全額を甲に返還するものとする。

- (1) 甲又は乙が、本協定の履行に関し不誠実又は不当な行為をしたとき
- (2) 乙が、正当な理由なく甲が請求した情報を開示しないとき
- (3) 乙が、甲が支払う負担金の振込先として、法人口座を用意できないとき
- (4) その他、本協定の義務に違反したとき

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

港区芝公園1丁目5番地の25

港区長

印

乙

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (所在地)

〇〇〇〇〇 ( 団体名)

代表 〇〇 〇〇

印

令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度 第2弾（〇〇実証実験）  
実施計画書

1 計画

名称	
実証実験の実施内容	
実施施設等	1. 実施場所 2. 機器の設置 3. 電気、水道、ガスの使用
モニター	1. 人数 2. 条件
実証実験の期間、回数	年 月 日 ~ 年 月 日

2 安全性

リスクアセスメント	
安全対策	

協定書様式第1号

令和 年 月 日

港区長 宛

所在地  
事業者名  
代表者職 氏名

令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度 第2弾  
実証実験変更（中止）承認申請書

「〇〇〇〇〇〇」の実証実験における港区の支援に関する協定書第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり本実験の内容の変更（中止）について、承認を申請します。

記

1 計画変更（中止）の理由

2 変更（中止）事業計画及び変更（中止）経費区分

（注）当初計画と変更（中止）計画を明確に区分して記載すること。

協定書様式第2号

令和 年( 年) 月 日

港区長 宛

所在地  
事業者名  
代表者職 氏名

令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度 第2弾 実証実験実績報告書

「〇〇〇〇〇〇」の実証実験における港区の支援に関する協定書第2条第1項第2号に規定する業務が完了したので、同協定書第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 負担金額 円

(概算払額 円)

(追加(返納)額 円)

2 添付書類

- (1) 収支精算書(様式第2号別紙1)
- (2) 収支精算明細書(様式第2号別紙2)
- (3) 経費証拠書類
- (4) その他区が必要と認める書類

(業務実績報告書※任意の様式で実施内容・成果等を具体的に記載すること。)

協定書様式第2号 別紙1

令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度 第2弾 収支精算書

(単位:円)

項目	支出金額	負担金充当額	説明
合計			

備考

- 上記の表には、実証実験に要した費用の全額を記載してください。
- 項目欄には、実証実験に係る以下の経費を記載してください。その他の費用については、ある程度内容が分かるように項目立てをして記載してください。
- 項目ごとの合計を記載してください。明細は次の様式に記載ください。

(単位:円)

対象経費	説明
安全対策費	損害保険料及び警備員の人件費等
会場使用料	実証実験施設等の賃借料及び光熱水費等
モニター謝礼	モニターに対する謝礼
試作品改良費	試作品の改良費
賃借料	実証実験に使用する機材等の賃借料
機器設置費	実証実験を実施する場所までの試作品、その他実証に使用する機材の設置費（運搬費含む。）
消耗品費	実証実験に必要な消耗品費
通信費	電話代、インターネット料金、郵送代
その他	実証実験の内容に応じて区長が必要と認める経費

- 財源欄には、乙の負担金（300万円を上限）を含め、財源を記載してください。
- 行が足りない場合は、適宜追加してください。
- 次に掲げる経費は対象外とします。
  - 旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
  - 健康診断等の医療費等の補助
  - 住宅・土地等の取得費補助
  - インターンシップや研修などの受け入れに関する経費
  - 金券・クーポン券等の発行費
  - 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
  - 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している経費
  - 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費
  - その他これらに類するもの
- 支出金額の分かる領収書等の写しを添付してください。

協定書様式第2号 別紙2

令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度 第2弾 収支精算明細書

(単位：円)

購入日	項目	支出金額	負担金充当額	説明	経費証拠書類 No
年 月 日					
	小計				
	合計				

備考

- 1 上記の表には、様式第2号別紙1の明細を記載してください。
- 2 様式2号別紙1で記載した項目順に記載してください。
- 3 提出する経費証拠書類がある場合は、「経費証拠書類No.」を記載し、添付してください。

協定書様式第3号

令和 年( 年) 月 日

所在地

事業者名

代表者名

様

港区長

令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度 第2弾 負担金額確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった上記負担金について、「 」の実証実験における港区の支援に関する協定書第8条第2項の規定により、下記のとおり負担金の額を確定したので通知します。

記

確定額

円

協定書様式第4号

令和 年( 年) 月 日

港区長 宛

所在地  
事業者名  
代表者職 氏名

令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度 第2弾 請求書

「 」の実証実験における港区の支援に関する協定書第9条第1項の規定に基づき、同協定書第2条第1項第1号に規定する実証実験の実施に伴う負担金について、次のとおり請求いたします。

金 円

【振込先】

振込先金融機関	銀行	支店
預 金 種 別		
口 座 番 号		
フ リ ガ ナ		
口 座 名 義		
電 話 番 号		

※振込先で法人口座を指定できない場合、同協定を解除する場合があります。

## 協定書様式第5号

令和 年 ( 年) 月 日

港区長 宛

所在地  
事業者名  
代表者職 氏名

## 令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度 第2弾 概算払請求書

「 」の実証実験における港区の支援に関する協定書第9条第2項の規定に基づき、同協定書第2条第1項第1号に規定する実証実験の実施に伴う負担金について、次のとおり請求いたします。

金 円

## 【振込先】

振込先金融機関	銀行	支店
預 金 種 別		
口 座 番 号		
フ リ ガ ナ		
口 座 名 義		
電 話 番 号		

※振込先で法人口座を指定できない場合、同協定を解除する場合があります。